氏名 · 名称

(世帯主・代表者)

住所 (所在地)

番

号

話

電

南幌町防災行政無線戸別受信機貸与(新規・変更・返還)申請書

年 月 日

行政区

町内会

(EII)

南幌町長 様

南幌町防災行政無線設置条例施行規則に基づき、下記のとおり申請します。

南幌町

持多	え・借	家の別	□持家 □借家						
所 有 者 氏 名				電話番号					
(借家の場合) 住 所									
新規		由	0 防災征	行政無線整備工事に伴う新規					
	理		1 転入 2 転居(世帯分離によるもの)						
			3 その	他(具体的に記入してください。)					
			[]					
変更	変更が生じた日			年 月 日					
		由	1 転居	2 世帯主変更					
	理		3 その	他(具体的に記入してください。)					
	,]					
	変	住 所	旧南柳	晃町					
			新 南幔	晃町					
	更	世帯主名	旧						
	内		新						
	容	その他	旧						
			新						
	返還が生じた日			年 月 日					
		由	1 南幌	町に住所を有しなくなった 2 利用者死亡のため					
返還	理		3 その	他(具体的に記入してください)					

(必ず裏面の遵守事項をご確認のうえ申請してください。)

※この欄には、記入しないでください。

※返還の場合は、戸別受信機も併せて提出してください。

74. — 7 MA. 191, M. 19												
役場使用欄	貸与判定	許可 • 不	許可	(理由:)			
		管理番号				型	式					
	戸別受信機	製造番号				数	量					
		グループ設定										
	外部アンテナ	型式				数	量					
	貸与年月日		年	月	日							
	備考											

遵 守 事 項

- 1 戸別受信機は、南幌町から無償貸与されるものですので、第三者に譲渡、貸与又は売却できません。転出等で不用となるときは必ず返還してください。
- 2 戸別受信機の使用については、常に正常な状態を保つように心がけてください。
- 3 使用者は、維持管理に要する次の経費を負担してください。
- (1) 戸別受信機の使用に伴う電気料
- (2) 電池交換に要する費用
- 4 借受者は、次に該当するときは、役場に連絡してください。
- (1) 故障したと思われるとき。
- (2) 転居又は転出するとき。
- 5 戸別受信機を故意や過失により損傷又は滅失したときは、その程度による実費を弁償してい ただきます。
- 6 電波受信が弱い場合については、外壁等に外部アンテナを設置し、配線を室内まで通線する 工事を行います。

(既設のエアコン配管穴などを利用しますが、設置場所によっては壁等に直径 1 cm 程度の穴を 開ける場合があります。)

この場合において、居住者と所有者が異なる場合、所有者への承諾が必要となります。